

B 1 — 2 1

5 年 保 存 (常)
(令 和 10 年 12 月 31 日 まで)

F N . B 1 - 7 - 0
鹿 生 企 第 2 4 4 号
鹿 捜 一 第 1 2 9 号
令 和 5 年 8 月 8 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長
担当 子供・女性の安全対策係 TEL [REDACTED]

子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の
実施について (通 達)

子供の心身に重大な被害を与え、社会に深刻な影響を及ぼす「子供対象・暴力的性犯罪」の出所者については、法務省から情報の提供を受け、これらの者の再犯防止措置を「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止措置の実施について (通 達)」 (令 和 5 年 6 月 16 日 付 鹿 生 企 第 192 号 ほか。以下「旧通達」という。) により実施してきたところ、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律 (令 和 5 年 法律 第 66 号) が公布され、刑法 (明 治 40 年 法律 第 45 号) に規定する罪が改正されたことから、子供対象・暴力的性犯罪を見直し、下記のとおり実施することとしたので、適正な措置に努められたい。

なお、本通達は、令和5年8月9日から施行することとし、旧通達は同年8月8日限りで廃止する。

記

第1 目的

この通達は、子供対象・暴力的性犯罪が、子供の心身に深刻な影響を与え、保護者や地域住民に大きな不安感を与えるものであるとともに、子供対象・暴力的性犯罪の前歴を有する者は再び子供対象・暴力的性犯罪を引き起こす危険性が高いことに鑑み、法務省から子供対象・暴力的性犯罪を犯して刑務所に収容されている者について出所情報の提供を受け、これらの者が、出所後に再び子供対象・暴力的性犯罪を犯すことを防止し、又は子供対象・暴力的性犯罪その他の性的犯

罪が発生した場合における迅速な対応を図るために必要な措置（以下「再犯防止措置」という。）について定めることを目的とする。

第2 子供対象・暴力的性犯罪

この通達において、子供対象・暴力的性犯罪とは、別表に掲げる罪であつて、被害者が16歳未満の者であるものをいう。

第3 再犯防止措置対象者

この通達において、再犯防止措置対象者（以下「対象者」という。）とは、子供対象・暴力的性犯罪により懲役又は禁錮の刑を執行された者のうち、第5に定める再犯防止措置を組織的かつ継続的に講ずる必要があるものとして、警察庁が登録する者をいう。

第4 対象者の登録等

1 対象者の登録

対象者の登録は、子供対象・暴力的性犯罪を犯して刑務所に収容されている者に関する出所情報の提供を法務省から受けた場合において、第3に定める必要があると認めたときに警察庁が行い、同庁において出所後の帰住予定先等を管轄する都道府県警察に対し、登録した旨の通知をすることとなっている。

2 本部再犯防止措置担当課長の指定

本部再犯防止措置担当課長として生活安全企画課長（以下「本部担当課長」という。）を指定する。

3 再犯防止措置実施警察署の指定

1の対象者の登録の通知を受けたときは、本部担当課長が対象者の出所後の帰住予定先を管轄する警察署を再犯防止措置実施警察署（以下「実施署」という。）として指定する。

4 再犯防止措置実施担当官の指定

実施署の署長（以下「実施署長」という。）は、生活安全担当課長を再犯防止措置実施担当官に指定する。

5 再犯防止措置実施補助者の指定

実施署長は、生活安全担当課長代理を再犯防止措置実施補助者に指定する。

6 任務

再犯防止措置は、次の分担により、相互に緊密な連携を保ち、実施するものとする。

(1) 本部担当課長

本部担当課長は、対象者に関する情報を把握するほか、再犯防止措置の実施に必要な関連情報を集約・分析し、再犯防止措置の実施について、実施署長と連携を図る。

(2) 実施署長

実施署長は、対象者に関する情報の把握等のため所要の体制を確立するとともに、再犯防止措置を実施する上で関係を有する署長と連携し、再犯防止措置の実施に当たる。

(3) 再犯防止措置実施担当官

再犯防止措置実施担当官は、実施署長の指揮を受け、再犯防止措置の実施及び関係所属との連絡調整に当たる。

(4) 再犯防止措置実施補助者

再犯防止措置実施補助者は、再犯防止措置実施担当官の指揮を受け、再犯防止措置の実施に当たる。

第5 再犯防止措置の実施

1 所在確認及び面談

(1) 出所後の所在確認

実施署長は、出所予定日が到来した場合（仮釈放者にあつては、仮釈放期間が終了した場合、保護観察付一部執行猶予者にあつては、当該猶予期間が終了した場合とする。）、速やかに、当該対象者が帰住予定先（仮釈放者にあつては、仮釈放期間終了時の住居、保護観察付一部執行猶予者にあつては、当該猶予期間終了時の住居とする。）に居住しているかどうかを確認すること。

(2) 継続的な所在確認

実施署長は、(1)により所在を確認した対象者が継続して当該住居に居住しているかどうかについて、定期的に確認すること。

(3) 面談の実施

(1)又は(2)の所在確認を行う際、必要に応じて、当該対象者の同意を得た上で、同人と面談を行うこと。

2 対象者に係る情報の活用

本部担当課長は、子供に対するつきまとい、声掛けその他の犯罪の前兆とみられる事案（以下「前兆事案」という。）に関する情報の幅広い収集に努め、対象者に係る情報を活用して、子供に対する犯罪の発生の未然防止に努めるとともに、子供対象・暴力的性犯罪その他の性的犯罪が発生した場合においては、生活安全担当課と捜査担当課との情報の共有等の緊密な連携に配慮し、迅速な対応を図ること。

3 対象者が保護観察に付されている場合における措置

対象者が仮釈放（更生保護法（平成19年法律第88号）第40条の規定により保護観察に付される。）又は保護観察付一部執行猶予の状態にある場合には、同

法第50条の規定により、保護観察所の長に届け出た住居（同法第39条第3項又は第78条の2第1項の規定により住居を特定された場合には当該住居）に居住することや、転居又は7日以上の旅をするときは、あらかじめ保護観察所の長の許可を受けることが定められていることから、本部担当課長は、当該対象者の保護観察をつかさどる保護観察所との緊密な連絡に努めること。

4 対象者が転居した場合等に係る措置

(1) 対象者が転居した場合における措置

1の(1)又は(2)の所在確認において、対象者が転居し、その転居先が判明しているときは、実施署長は、本部担当課長へ転居先を報告すること。

この場合において、転居先が他の都道府県であるときは、本部担当課長は、警察庁及び当該転居先都道府県警察に対し、その旨を通知すること。

前記の転居先が県内のときは、本部担当課長は、転居先を管轄する警察署において継続して再犯防止措置が実施されるよう、第4に定める実施署の指定等必要な措置を行うこと。

(2) 対象者の所在が不明となった場合の措置

ア 1の(1)又は(2)の所在確認において、対象者がそれぞれの帰住予定先又は住居に居住していないことが確認された場合（居住しているか否かが不明である場合を含む。）には、実施署長は、本部担当課長へその旨を報告し、本部担当課長は、警察庁に対し、その旨を通知すること。

イ 警察庁から所在不明の対象者に係る情報の収集の指示を受けたときは、本部担当課長が関係警察署に対し、所在不明の対象者に係る情報の収集を依頼すること。

第6 登録の解除

対象者の登録期間については、対象者が出所後、性的犯罪により検挙されずに一定期間経過したときは、警察庁において当該対象者の登録を解除することとなるが、本職において再犯のおそれがあると判断し、あらかじめ登録の継続を求め、かつ、警察庁が相当と認めたときは、この限りでない。

警察庁において対象者の登録が解除されたときは、本部担当課長は、実施署長にその旨を通知すること。

第7 再犯防止措置実施上の留意事項

1 対象者の更生への配慮

再犯防止措置の実施に当たる者は、再犯防止措置が、対象者の更生、社会復帰等にとって妨げとならないよう、厳に配慮すること。

特に、対象者が出所者であることについては、その事情を知らない対象者の家族、親族、近隣住民、勤務先その他の関係者に知られることのないよう、必

要がない限りこれらの者への接触を避けるなどの配意に努めること。

2 関連情報の秘密の厳守

関連情報は、適正に管理し、その秘密を厳守すること。

第8 都道府県警察間の連携等

1 都道府県警察間の連携

再犯防止措置を実施する上で関係を有する警察署が他の都道府県警察に属するときは、実施署長は、本部担当課長を経て、当該他の都道府県警察の本部担当課長を通じ当該関係を有する警察署長に協力を依頼すること。

2 警察庁による調整

他の都道府県警察に対し協力を依頼するため必要があるときは、本部担当課長において警察庁による調整を求めること。

第9 関係機関・団体との連携

再犯防止措置の実施に当たっては、検察庁、刑務所、地方更生保護委員会、保護観察所その他の関係機関・団体との連携に努めること。

第10 子供対象・暴力的性犯罪以外の犯罪を犯した者に係る措置の特例

警察署長は、子供対象・暴力的性犯罪以外の犯罪を犯し、懲役又は禁錮の刑を執行された者のうち、当該犯罪の動機、手口その他の状況からみて、対象者と同様の措置を講ずる必要が高いと認めるものについては、その旨を本部担当課長へ報告し、本部担当課長は、警察庁に対し、対象者として登録の必要がある者として通知すること。

別表

罪名	法条
不同意わいせつ	刑法第176条
不同意わいせつ未遂	刑法第180条
不同意わいせつ致死，同致傷	刑法第181条第1項
不同意性交等	刑法第177条
不同意性交等未遂	刑法第180条
不同意性交等致死，同致傷	刑法第181条第2項
監護者わいせつ	刑法第179条第1項
監護者わいせつ未遂	刑法第180条
監護者わいせつ致死，同致傷	刑法第181条第1項
監護者性交等	刑法第179条第2項
監護者性交等未遂	刑法第180条
監護者性交等致死，同致傷	刑法第181条第2項
わいせつ目的略取，同誘拐	刑法第225条
わいせつ目的略取未遂，同誘拐未遂	刑法第228条
強盗・不同意性交等	刑法第241条第1項
強盗・不同意性交等致死	刑法第241条第3項
強盗・不同意性交等致死未遂	刑法第243条
強制わいせつ	令和5年改正法による改正前の刑法第176条
強制わいせつ未遂	令和5年改正法による改正前の刑法第180条
強制わいせつ致死，同致傷	令和5年改正法による改正前の刑法第181条第1項
強制性交等	令和5年改正法による改正前の刑法第177条
強制性交等未遂	令和5年改正法による改正前の刑法第180条
強制性交等致死，同致傷	令和5年改正法による改正前の刑法第181条第2項
準強制わいせつ	令和5年改正法による改正前の刑法第178条第1項
準強制わいせつ未遂	令和5年改正法による改正前の刑法第180条
準強制わいせつ致死，同致傷	令和5年改正法による改正前の刑法第181条第1項
準強制性交等	令和5年改正法による改正前の刑法第178条第2項
準強制性交等未遂	令和5年改正法による改正前の刑法第180条
準強制性交等致死，同致傷	令和5年改正法による改正前の刑法第181条第2項
強盗・強制性交等	令和5年改正法による改正前の刑法第241条第1項
強盗・強制性交等致死	令和5年改正法による改正前の刑法第241条第3項
強盗・強制性交等致死未遂	令和5年改正法による改正前の刑法第243条
強制わいせつ未遂	平成29年改正法による改正前の刑法第179条
強姦	平成29年改正法による改正前の刑法第177条
強姦未遂	平成29年改正法による改正前の刑法第179条
強姦致死，同致傷	平成29年改正法による改正前の刑法第181条第2項
準強姦	平成29年改正法による改正前の刑法第178条第2項
準強姦未遂	平成29年改正法による改正前の刑法第179条
準強姦致死，同致傷	平成29年改正法による改正前の刑法第181条第2項
集団強姦	平成29年改正法による改正前の刑法第178条の2
集団強姦未遂	平成29年改正法による改正前の刑法第179条
集団強姦致死傷	平成29年改正法による改正前の刑法第181条第3項
強盗強姦	平成29年改正法による改正前の刑法第241条
強盗強姦致死	平成29年改正法による改正前の刑法第241条
強盗強姦致死未遂	平成29年改正法による改正前の刑法第243条
常習強盗・不同意性交等	盗犯等防止法第4条
常習強盗・強制性交等	令和5年改正法による改正前の刑法第241条第1項を引用した盗犯等防止法第4条
常習強盗強姦	平成29年改正法による改正前の盗犯等防止法第4条

注1 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）を「令和5年改正法」と表記している。

注2 刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）を「平成29年改正法」と表記している。

注3 盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律（昭和5年法律第9号）を「盗犯等防止法」と表記している。